

豊田市 矢作川水辺まちづくり計画について

本プロジェクトの目的

- 矢作川、豊田市都心部の各々の課題に対して、一体となって連携することで課題解決を図ることが目的です。
- 昨今の公園や河川の規制緩和を最大限に生かし、それぞれの役割分担を協議調整し、推進していきます。

都心・まちなか

現状

- KITARAオープンやラグビーWC等を控え、まちなかの賑わいをより創出する必要がある。
- 賑わいを創出するような魅力的な空間がまだ不足している。
- 身边に感じられる緑や親水空間が不足している。

課題

- 都心の来街頻度を高め、活性化を図る必要があります。
- 昼間人口、夜間人口の増加
- 賑わい創出に向けた新たな空間の創出
- 既存の魅力と新たな魅力の連携による相乗効果
- 水と緑のネットワークの創出が必要

時代背景の変化

- 都市公園法の改正**
⇒都市公園内に収益施設の設置を認める代わりに老朽化した公園を民間資金で再整備することが可能に
- 河川占用許可準則の改正**
⇒都市・地域再生等利用区域の指定を受けることで、協議会が認めた事業者が営業活動を行うことが可能に

隣接する空間として魅力ある空間づくりと活用を連携して進めていく

都心との連携を見据えた課題解決策

- 自然に配慮しつつ、まちからの人利用や景観を優先した河畔整備
 - 矢作線地内の利便性と回遊性を高めるツールの整備
 - 都心地区からの回遊性を向上させ、快適で安全な移動空間を創出
- ⇒都心からの快適な移動空間が創出され、多くの市民が矢作川を利用する。
⇒豊かな自然と美しい景観が保全される。

河川の課題解決策

- 河川の適正な利用、流水の正常な機能、河川環境の整備と保全などを達成するよう河川整備を推進する
 - 多くの人々が利用している空間だからこそ防災意識の向上による危機管理体制を確立する
- ⇒安全・安心な河川整備を実現する。
⇒使われることで防災につなげる。

河川管理者(国)と豊田市の役割分担と協働でプロジェクトを推進していく

河川管理者と河川占用者、河川利用者のニーズを達成するための協議調整

- 市:**賑わいの創出に必要な出展者及び市民ニーズを反映した使い方を取りまとめ、国へ要望
国:河川治水に必要な整備と合わせ、市の意向を反映した河川施設の設計及び施工

《つかう》
都市・地域再生等利用区域の指定に向けた要望《つくる》
かわまちづくり支援制度の活用

市民ニーズを達成し、賑わい創出につながる河川利用

治水の視点と地域が望むフィールドを達成するための河川構造物を整備

まちとかわの連携



<まちなか>

都心全体計画
「第2期豊田市中心市街地活性化基本計画」

都心環境計画（豊田市）

- ・目指すべき都心の将来の姿
「森と矢作川に育まれた祝祭・交流空間の創造」

空間デザイン基本計画（豊田市）

- ・都心の未来のあるべき姿
「段階的な公共空間整備の内容」

都心の賑わいづくりとして
公共空間の活用と再整備が進められている。

<まちかわ>

矢作川河川環境活性化プラン（豊田市）流域全体計画

- ・都心付近を流れる矢作川の目指す姿
「多くの市民が利用する魅力ある河川空間づくり」
「清流矢作川にふさわしい自然と景観の再生」

矢作川水辺まちづくり計画（豊田市）アクションプラン

- ・矢作川流域の篠川合流点～鵜の首橋下流付近を対象に、豊田市における水辺活用の推進を行う。

かわまちづくり計画(つくる)

- ⇒ハード整備を展開するための国の支援制度
※9月までに整備内容確定、12月に計画申請

ミズベリングプロジェクト(つかう)

- ⇒市民・企業・行政が三位一体となって、
水辺の新しい活用の可能性を創造していく取組

まちと水辺が一体となった魅力ある空間づくりと、その活用を連携して進めていく

第3回矢作川利用調整協議会資料より抜粋

水辺のオープン化：都市・地域再生等利用区域(案)について【篠川合流点～竜宮橋下流付近】

平成23年に河川法が一部改正し、「河川空間のオープン化の特例」が追加 + 占用規定準則の改正 (H28.5.30)

- ⇒ 河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会の活用などにより、地域の合意を図った上で、河川管理者が要望に応じて、①利用区域、②占用施設、③占用主体をあらかじめ指定する。
- ⇒ まずは、どのような使い方を目指すのか、そのフィールドはどこかを定め、国へ要望を提出(12月予定)。

①「都市・地域再生等利用区域」の範囲イメージ：「かわまちづくり計画範囲」も記載

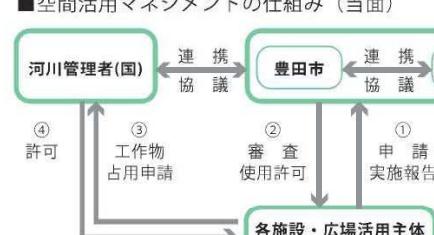
(矢作川水辺まちづくり計画の策定範囲：篠川合流点から鵜の首橋下流付近であるが、まずは、高橋から久澄橋区間をコアエリアとし、利活用を目指す)



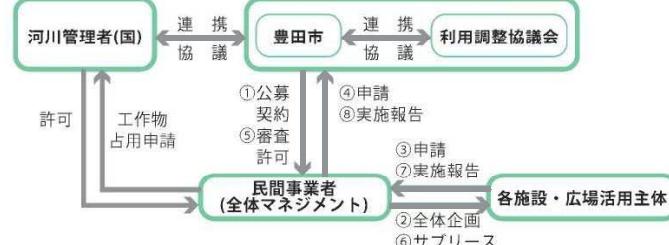
③占用主体

- ⇒ 河川管理者に対する占用主体は、元々河川を公園として豊田市が占用していることや、施設整備を行う主体が豊田市であることから、「豊田市・利用調整協議会」を予定しています。

■空間活用マネジメントの仕組み（当面）



■空間活用マネジメントの仕組み（将来）



■河川内に工作物を作る場合

- ⇒ イベント時の工作物については、これまで通り、河川管理者の許可が必要
例：仮設ステージ・コンテナ設置・テント等

⇒ 河川法第2条

- 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

- ⇒ 河川管理施設への影響や治水、利水上の支障等を審査する必要があるため、事前に、構造や施工方法について、計画協議及び設計協議を行う。

コアエリアにおける、都市・地域再生等利用区域指定の要望素案（市民ニーズを反映した、利活用イメージ）つかう

ミズベリング豊田会議第一回の成果を反映し、再度整理します。



かわまちづくり計画案（ハード整備メニュー）つくる

利活用のアイディアを実現するためのハード整備メニュー

ここでは、整備のあり方として、利用のコンセプトとゾーニングから必要な整備を整理します。

緑色が国の整備メニュー、青色が市の整備メニューになります。

